明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二三八）　四
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二三九）　六
○中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四〇）　六
○中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二四一）　七
○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（二四二）　七
○電気事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四三）　八
○電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二四四）　八
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四五）　八
○金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（二四六）　九
○予防接種法施行令の一部を改正する政令（二四七）　一三
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（二四八）　一四

〔府　令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四八）　一四
○特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（**同**四九）　一四

〔府令・省令〕

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**三）　一五
○社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・法務**二）　一五
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（**内閣府・文部科学・厚生労働**二）　一五

〔省　令〕

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・経済産業**二）　一六
○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**七五）　一六
○中心市街地の活性化に関する法律第四十四条に規定する業務に係る食品流通構造改善促進機構に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**四一）　一六三
○経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**三五）　一六六
○国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六三）　一六六

〔告　示〕

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（**内閣府**一五九）　一七〇
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（**財務・経済産業**五）　一八六

〔官庁報告〕

官庁事項
死因究明等推進計画の要旨の公表について（内閣府）　一八八

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。